

池田さんに対する 恣意的な異常添乗について

関西支社へ抗議!!

7月19日、関西支社との業務委員会の冒頭で、池田さんが、5月21日に東海労に加入して以降、ひと月程で、10回もの恣意的な異常添乗が繰り返されたことについて、「不当労働行為及びパワハラである」と抗議と、現場への指導をするよう忠告しました。

池田さんは、J R 東海ユニオンにいた時には、年間数回の添乗でした。

ところが、東海労に加入して、直後から僅かひと月程で、管理者の私服の監視含め、10回に及ぶ添乗が繰り返されました。

この添乗の数は、ユニオンにいた時の3年分が一气に行われたことになり、東海労加入に対する報復的・恣意的な異常添乗であると断言できます。

また、支社の委員に対して、6月21日にILO（国際労働機関）年次総会で、ハラスメントを規制する条約が採択されたことと、日本でも2020年4月からハラスメントに対する規制条例が施行され、企業は遵守義務が発生することの認識を問いました。

そしてパワハラの三要素（1）職場の優位性（管理者の地位）を利用すること。（2）業務の適性な範囲を超えて行われること。（3）身体的、精神的な苦痛を与えること。以上はすべて、今回の池田さんの異常添乗に該当することも合わせて、抗議しました。

私たちは、不当労働行為を絶対に許さない！

私たちは、職場のパワハラを根絶するため、これからも点検摘発をして行く！！